



# 作業主任者

労働災害を防止するための管理を必要とする一定の危険又は有害な作業については、免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから作業場所を単位として作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせる必要があります。（労働安全衛生法第14条）

令6条各号	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業(法14条、令6条、安衛則16条)	職務根拠
1	高圧則10条	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室またはシャフト内部作業	高圧則10条2項
2	則314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により凍結または9以下は、水素もしくは溶解アセチレンは400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱作業	安衛則315
3	則513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業またはこれらの設備による集運材作業 ① 原動機定格出力7.5キロワットを超えるもの ② 支間の斜距離の合計が350メートル以上のもの ③ 最大使用荷重が200キログラム以上のもの	安衛則514
4	ボ則24	ボイラー取扱作業主任者	免許等	ボイラー取扱作業(小型除く→令1条4号) ① 特級=伝熱面積合計500㎡以上(貫流のみは除く) ② 1級以上=伝熱面積合計25㎡以上500㎡未満(貫流のみ500㎡以上) ③ 2級以上=伝熱面積合計25㎡未満 ④ 技能講習以上=令20条5号イからニまでのボイラー	ボ則25
5	電離則46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線作業 ただし医療用または波高値による定格管電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置使用は除く。 ① エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ② エックス線管、ケトロン管のガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査業務	電離則47
5の2	電離則52の2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則52の3
6	安衛則129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな、面取盤、ルーター、合計5台以上 ただし、自動送材車式帯のこ盤含む場合 3台以上	安衛則130
7	" 133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上	" 134
8	" 297	乾燥設備作業主任者	同上	① 乾燥設備内容積1㎡以上(令別表第1危険物) ② 危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用	" 298
8の2	" 321の3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	" 321の4
9	" 359	地山の掘削作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上の地山掘削	" 360
10	" 374	土止め支保工作業主任者	同上	切りばり、腹おこしの取付けまたは取りはずし	" 375
10の2	" 383の2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立て(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付け、コンクリート等吹付け	" 383の3
10の3	" 383の4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等の覆工(型枠支保工)組立て、移動、解体、コンクリート打設	" 383の5
11	" 403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削面高さ2m以上(採石法2条の岩石)	" 404
12	" 428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上、はい付け、ぐずし(除ばり物荷、荷役機運転のみ)	" 429
13	" 450	船舶荷役作業主任者	同上	船舶荷積卸し、船舶内荷移動(除500t未満で揚貨を用いない)	" 451
14	" 246	型枠支保工の組立て等作業主任者	同上	組立、解体(除建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁)	" 247
15	" 565	足場の組立て等作業主任者	同上	つり足場、張出足場または高さ5m以上の組立解体、変更(除ゴンドラのつり足場)	" 566
15の2	" 517の4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組みまたは塔であって、金属製の部材により構成されるもの(高さ5m以上)の組立て、解体または変更の作業	" 517の5
15の3	" 517の8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(高さ5m以上、橋梁の支間が30m以上)の架設、解体または変更の作業	" 517の9
15の4	" 517の12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	木造建築物(軒の高さが5m以上)の構造部材の組立てまたはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取付け作業	" 517の13
15の5	" 517の17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	コンクリート造の工作物(高さ5m以上)の解体または破壊の作業	" 517の18
16	" 517の22	コンクリート橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの(高さ5m以上、橋梁の支間が30m以上)の架設または変更の作業	" 517の23
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作業主任者	化学設備は第一種圧力技能他はボイラー技士または第一種圧力技能修了	第一種圧力容器の取扱作業(除令1条6号の小型圧力および令6条17号イ・ロ)	ボ則63
18	特化則27	特定化学物質作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類、2類、3類)製造または取り扱う作業(除試験研究の取扱等)	特化則28
19	鉛則33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務第1号から10号まで(除遠く操作)	鉛則34
20	四則14	四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号～6号 8号	四則15
21	酸欠則11	酸素欠乏危険作業主任者	同上	令別表第6の酸欠危険場所(第二種は令別表第6の3号の3、9号、12号 他は第一種)	酸欠則11条2項
22	有機則19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤	有機則19の2
23	石綿則19	石綿作業主任者	同上	① 石綿等を取り扱う作業 ② 石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿則20

# 就業制限

一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、何人も一定の資格を有する者でなければ就業することができません。（労働安全衛生法第61条）

令20条号別	就業制限の業務(法61条、令20条)		就業が認められる資格 (安衛則41条、別表3)	備考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬または残薬の点検および処理の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>発破技士免許</li> <li>火薬類取扱保安責任者免状</li> <li>保安技術職員国家試験 甲、乙、丁 上級保安技 甲、乙 発破係員 甲、丁 坑外保安 甲、乙、丁 坑内保安</li> </ul>	
2	揚貨装置運転	制限荷重5トン以上の運転業務 (船用デリック、クレーン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>揚貨装置運転免許</li> </ul>	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令1条4号の小型を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラー技士免許(特・1・2級)</li> </ul>	
		次のいずれか ①胴内径750mm以下でかつ、その長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー ②伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ③伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ④伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものは内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラー技士免許(特・1・2級)</li> <li>ボイラー取扱技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝熱面積の合計500㎡以上特級(貫流のみ除く)</li> <li>伝熱面積の合計25～500㎡未満1級以上等作業主任者留意</li> <li>①～④の定義は令20条5号イ～ニ</li> </ul>
4	ボイラー・第一種圧力容器、溶接 (ボ則9条、55条)	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別ボイラー溶接士免許</li> </ul>	
		ただしボ則9条、ボ則55条 イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ロ 管台、フランジ等を取り付ける溶接	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別ボイラー溶接士免許</li> <li>普通ボイラー溶接士免許</li> </ul>	
5	ボイラー・第一種圧力容器、整備 (ボ則35、70条)	①ボイラー(小型ボイラー及び上記3の①～④のボイラーを除く。) ②令1条5号の第一種圧力容器 イに該当のもの、内容積5㎡以下 ロ～ニに該当のもの、内容積1㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラー整備士免許</li> </ul>	
6	クレーン運転 (ク22条)	つり上げ荷重5トン以上の運転 (こ線テルハを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>床上操作式クレーン運転技能講習(床上操作荷移動方式のクレーン)</li> <li>クレーン・デリック運転士免許</li> </ul>	
7	移動式クレーン (ク68条)	つり上げ荷重1トン以上の運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン)</li> <li>移動式クレーン運転士免許</li> </ul>	
8	デリック(ク108条)	つり上げ荷重5トン以上の運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレーン・デリック運転士免許</li> </ul>	
9	潜水業務 (高圧12条)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機もしくは手押ポンプによる送気またはポンペの給気を受けて、水中における業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜水士免許</li> </ul>	
10	溶接等業務	可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス溶接作業主任者免許</li> <li>ガス溶接技能講習</li> <li>保安技溶接等</li> </ul>	
11	フォークリフト	最大荷重1トン以上の運転業務 (道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォークリフト運転技能講習</li> <li>ほか職業訓練等あり</li> </ul>	
12	建設機械	機体重量3トン以上の運転(道路走行は道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込機) ①ブルドーザー ②モーターグレーダー ③トラクターショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレブドーザー ・別表7の2号(掘削機) ①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削用)運転技能講習</li> <li>その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等あり</li> </ul>	昭和53.1.1前の規則による講習修了証は、新安衛則81条による、修了証とみなされる。
		・別表7の3号(基礎工事機) ①くい打ち機 ②くい抜機 ③アースドリル ④リバースサーキュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ベーパードレーンマシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習</li> <li>その他、上欄と同じ</li> </ul>	
		・別表7の6号(解体用機械) ①ブレーカー ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両系建設機械(解体用)運転技能講習</li> <li>その他、上欄と同じ</li> </ul>	
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上の運転 (道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ショベルローダー等運転技能講習</li> <li>ほか職業訓練等あり</li> </ul>	
14	不整地運搬車	最大荷重1トン以上の運転 (道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不整地運搬車運転技能講習</li> <li>ほか職業訓練等あり</li> </ul>	
15	高所作業車	作業床の高さ10m以上の運転 (道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高所作業車運転技能講習</li> </ul>	
16	玉掛	1トン以上の揚貨装置、つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉掛技能講習 (注)揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許等</li> <li>ほか職業訓練等あり</li> </ul>	(注)昭和53.10.1以降の資格者は認められない

## 特別教育

労働災害は、不安全な状態と不安全な行動が関連しておこるものであり、これを未然に防ぐには、労働者の就業にあたって必要な安全衛生に関する知識等を付与する安全衛生教育の実施も重要です。安全衛生法第59条では、教育を行うべき場合を3つに分け、雇い入れ時、作業内容変更時、そして一定の危険有害業務に就かせている時それぞれで規定しています。以下は同条第3項で規定する一定の危険又は有害な業務に就いての特別の教育の規定です。

則36号別	対象業務(法59条、安衛則36条)
1	研削といしの取替、取替時の試運転の業務
2	動力プレス機械の金型、シャーの刃部またはプレス機械、シャーの安全装置、安全囲いの取付け、取外し、調整の業務
3	アーク溶接業務
4	高圧(直流750ボルト、交流600ボルト超～7,000ボルト以下)、特別高圧(7,000ボルト超)、低圧の活線等の業務
4の2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転の業務
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転の業務
5の3	最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転の業務
6	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転の業務
6の2	伐木等機械(伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)の運転の業務
6の3	走行集材機械(車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)の運転の業務
7	機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱等により構成、動力を用い原木等空中運搬設備)の運転の業務
7の2	簡易架線集材装置(集材機、架線、搬器、支柱又はこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)の運転又は架線集材機械(動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)の運転の業務
8	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造林の業務
9	機体重量3トン未満で不特定場所に自走できるものの運転の業務 (他に道交法適用あり) ・令別表7の1号(整地運搬積込用機械) ①ブルドーザー ②モーターグレーダー ③トラクターショベル ④ざり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレブドーザー ・令別表7の2号(掘削用機械) ①パワーショベル ②ドラグショベル ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・令別表7の3号(基礎工事用機械) ①くい打機 ②くい抜機 ③アースドリル ④リバースサーキュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーパードレーンマシーン ・令別表6号(解体用機械) ①ブレーカー ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機
9の2	令別表7の3号(基礎工事用機械、上記参考)の機械で自走できないものの運転の業務
9の3	同上(同上)の機械で自走できるものの作業装置の操作の業務
10	令別表7の4号(締固め用機械)のローラー運転の業務
10の2	令別表7の5号(コンクリート打設用機械)の作業装置の操作の業務
10の3	ボーリングマシンの運転の業務
10の4	ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転業務
10の5	作業床の高さ10m未満の高所作業車運転の業務
11	動力巻上機(電気ホイスト、エヤーホイスト等)(ゴンドラ除く)の運転の業務
13	令15条1項8号の軌道装置等運転の業務(鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を除く)
14	小型ボイラー取扱いの業務(令1条4号の小型ボイラー)
15	クレーン運転 1.つり上げ荷重5トン未満 2.こ線テルハ(5トン以上)
16	移動式クレーン1トン未満の運転の業務
17	デリック5トン未満の運転の業務
18	建設用リフトの運転の業務
19	玉掛(1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック)の業務
20	ゴンドラの操作の業務
20の2	作業室、気閘室への送気のための空気圧縮機運転の業務
21	高圧室への送気調節を行うバルブ、コック操作の業務
22	気閘室への送気、排気の調整を行うバルブ、コック操作の業務
23	潜水作業者への送気調節を行うバルブ、コック操作の業務
24	再圧室操作の業務
24の2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛等業務(令別表5)
26	酸素欠乏危険作業に係る業務(令別表6)
27	特殊化学設備の取扱い、整備、修理の業務(令20条5号の第一種圧力容器の整備を除く)
28	エックス線装置またはガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影業務

則36号別	対象業務(法59条、安衛則36条)
28の2	加工施設、再処理施設等の管理区域内で核燃料物質等またはこれらの汚染された物を取り扱う業務
28の3	原子炉施設の管理区域内で核燃料物質等またはこれらに汚染された物を取り扱う業務
28の4	除染則第2条第7項第2号イ又はロに掲げる物その他事故由来放射線物質により汚染された物の処分の業務
28の5	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務
29	粉じん則2条1項3号の特定粉じん作業に係る業務
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務
31	産業用ロボットの教示等の業務
32	産業用ロボットの検査・修理・調整等の業務
33	空気圧縮機を用いる自動車(2輪自動車を除く)用タイヤの空気充てんの業務
34	廃棄物の焼却施設でばいじん、焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(36号に掲げる業務を除く)
35	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務、ばいじんその他燃え殻を取り扱う業務
37	石綿則4条1項の石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む)の作業に係る業務
38	除染則第2条第7項の除染等業務及び同条第8項の特定線量下業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く)
40	ロープ高所作業(高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業除く))
41	フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う高所作業(高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて行う作業(ロープ高所作業を除く))

## 定期自主検査

一定の危険な作業を必要とする機械等については、これらの使用に伴って生ずる労働災害を防止するため、定期自主検査等が必要です。(労働安全衛生法第45条)

定期自主検査を行うべき機械等 (記録は3年間保存)	検査時期			
	作業開始時 (使用開始時)	月1回	年1回	その他
1 ボイラー		ボ 32		
2 第一種圧力容器		ボ 67		
3 クレーン(0.5t以上)	ク 36	ク 35	ク 34	
4 移動式クレーン(0.5t以上)	ク 78	ク 77	ク 76	
5 デリック(0.5t以上)	ク 121	ク 120	ク 119	
6 エレベーター(0.25t以上)		ク 155	ク 154	
7 建設用リフト(高さ10m以上)	ク 193	ク 192		
8 ゴンドラ	ゴ 22	ゴ 21		
9 第二種圧力容器			ボ 88	
10 動力プレス機械	安 136		安 134の3	(特) 安135の3
11 フォークリフト	安 151の25	安 151の22	安 151の21	(特) 安151の24
12 車両系建設機械	安 170	安 168	安 167	(特) 安169の2
13 小型ボイラー			ボ 94	
14 小型圧力容器			ボ 94	
15 簡易リフト(0.25t以上)	ク 210	ク 209	ク 208	
16 動力シャワー	安 136		安 135	
17 動力遠心機械			安 141	
18 化学設備等	安 277		(2年に1回) 安 276	
19 アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安 317	
20 乾燥設備			安 299	
21 局所排気装置	有22、鉛37、特化33、粉じん19、石綿24		有20、鉛35、特化30、粉じん17、石綿22	
22 特定化学設備等	特化34		(2年に1回) 特化 31	
23 ショベルローダー	安 151の34	安 151の32	安 151の31	
24 フォークローダー	安 151の34	安 151の32	安 151の31	
25 ストラドルキャリアー	安 151の41	安 151の39	安 151の38	
26 ガンマ線照射装置(透過撮影)	電離 18の8	電離 18の5	(6月に1回) 電離 18の6	
27 不整地運搬車	安 151の57	安 151の54	(2年に1回) 安 151の53	(特) 安151の56
28 高所作業車(作業床高さ2m以上)	安 194の27	安 194の24	安 194の23	(特) 安194の26

(注) ① 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略。  
 ② (特)は特定自主検査を表す。  
 ③ 安、ク、ボ、ゴ、有、鉛、特化、粉じん、電離、石綿は各規則の略称

# 建設工事計画届・設備等設置届

建設工事計画届等は、労働者の危険及び健康障害の防止の徹底を図るため、危害の発生が予想されるような設備が設けられたり、労働者の安全衛生をそこなうような工法等の採用が行われることをあらかじめチェックするために設けられた制度です。（労働安全衛生法第88条）  
以下に該当する建設工事等を行う場合は法定期日までに必要な届出を行いましょう。

## 建設工事計画届、設備等設置届（建設業関係の主なもの）

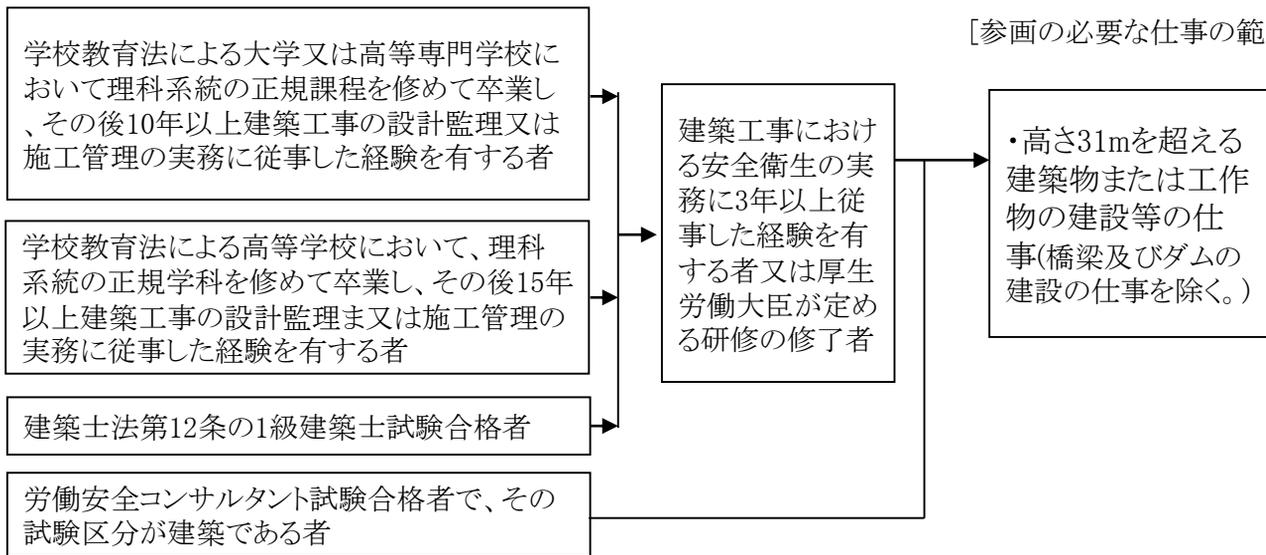
書類の名称	関係法令		対象建設工事、設備
	安衛法	安衛則	
建設工事計画届 (厚生労働大臣届出)	88条 第2項	89条 91条  92条の2 92条の3	<ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる仕事を開始しようとするとき               <ol style="list-style-type: none"> <li>高さ300m以上の塔の建設</li> <li>堤高150m以上のダム of 建設</li> <li>最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁の建設</li> <li>長さが3,000m以上のずい道等の建設</li> <li>長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設の仕事で深さ50m以上のたて坑(通路として使用されるものに限る)の掘削を伴うもの</li> <li>ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気工法の作業</li> </ol> </li> <li>計画時には有資格者の参画を要す</li> <li>仕事の開始の日の30日前まで</li> </ol>
建設工事計画届 (労働基準監督署長届出)	88条 第3項	90条 91条  92条の2 92条の3 94条の2	<ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる仕事を開始しようとするとき               <ol style="list-style-type: none"> <li>高さ31mを超える建築物、工作物(橋梁を除く)の建設等</li> <li>最大支間50m以上の橋梁の建設等</li> <li>最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等(人口集中地域内の道路上等に限る)</li> <li>ずい道等の建設等(内部に労働者が立ち入らないものを除く)</li> <li>掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削作業(掘削機械を用いる作業で掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く)</li> <li>圧気工法による作業</li> <li>建築物、工作物又は船舶(鋼製)に吹き付けられている石綿等(仕上げ用塗り材を除く)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業</li> <li>建築物、工作物又は船舶(鋼製)に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業</li> <li>廃棄物焼却炉(焼却能力が毎時200kg以上又は火格子面積2m<sup>2</sup>以上を有する廃棄物焼却施設の焼却炉)等を解体等</li> </ol> </li> <li>(1)～(6)の工事は計画時に有資格者の参画を要す</li> <li>仕事の工事開始の日の14日前まで</li> </ol>
建築物・機械等設置届	88条 第1項	85条 86条	<ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる機械等を設置しようとするとき               <ol style="list-style-type: none"> <li>型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る)</li> <li>架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る)</li> <li>足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る)</li> </ol> </li> <li>(1)、(3)の機械等は計画時には有資格者の参画を要す</li> <li>工事開始の日の30日前まで</li> </ol>

# 参画者の資格

計画の届出を必要とする危険性が高い工事については、その工事から生ずる労働災害を防止するため、一定の資格者（工事の施工及び安全性について知識、経験を有する者）を計画の作成に参画させなければなりません。参画者が行うべき計画作成への参画には、直接その計画を作成することのほか、最終的に計画を安全衛生面から点検することも含まれますが、一般的には施工計画を作成する過程において、安全衛生面から法令違反がないかチェックするとともに、予想される危険性についての十分な防止措置、安全が確保される設備の配置及び安全で合理的な作業工程の設定等工事の安全衛生が施工計画の中に十分反映されるよう必要な措置を行うものです。

## 1. 高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設等の仕事

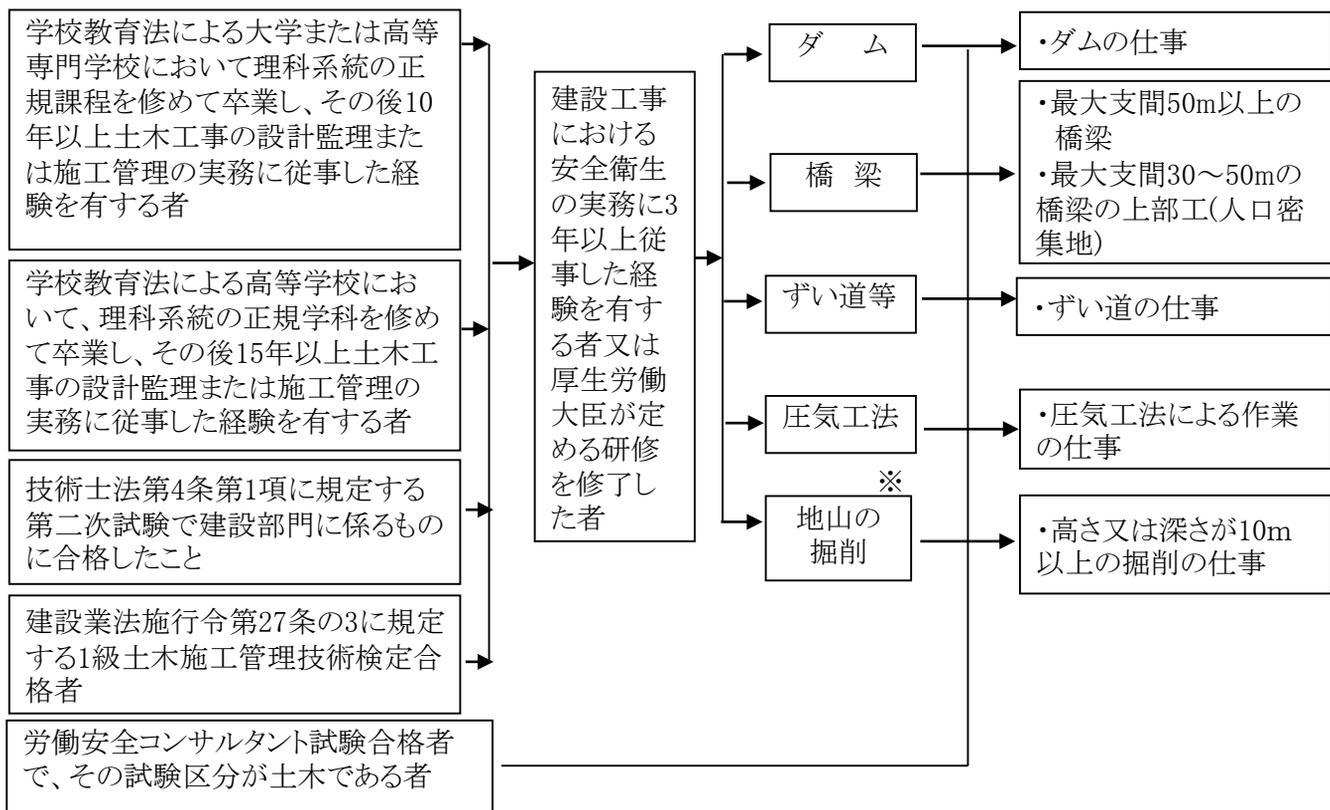
[参画の必要な仕事の範囲]



## 2. 掘削高さ・深さが10m以上の地山掘削等の仕事

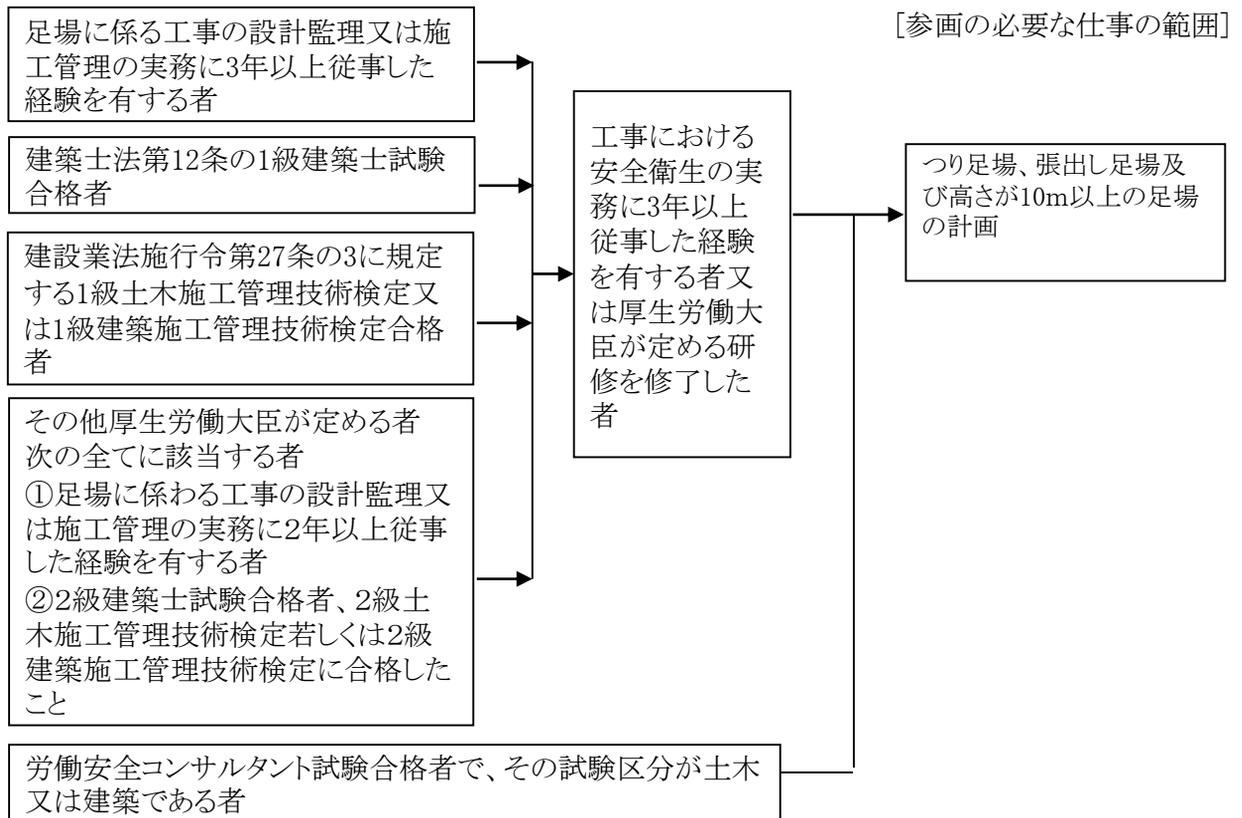
[参画の必要な仕事の範囲]

〔下記の仕事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有する者〕



※ 建設工事における根切り等の明り掘削、ダム本体基礎の明り掘削、橋梁の基礎の明り掘削及び圧気工法による明り掘削を含む。

### 3. 足場の仕事(つり足場、張出し足場及び高さが10m以上の足場)



### 4. 型枠支保工の仕事(支柱の高さが3.5m以上)

